

流山市教育振興基本計画(案)

流山市教育大綱(案)

【平成28年度～平成31年度】

流山市教育委員会

流山市

平成26年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、市長は、市長と教育委員会から構成される総合教育会議を設け、そこで教育の振興に関する施策の大綱を策定するものとされています。

また、文部科学省初等中等教育局長通知（26文科初第490号）では、教育振興基本計画を定めている場合には、総合教育会議において、当該計画をもって教育大綱に代えることと判断した場合には、別途、教育大綱を策定する必要はないこととされています。

本市では、平成27年10月15日の総合教育会議において、「流山市教育振興基本計画」の第1章及び第2章を「流山市教育大綱」に代えることが了承されました。

(参考) 文部科学省通知 (26文科初第490号)

(宛名及び差出人省略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律について (通知)

第三 大綱の策定について

2 留意事項

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

(以下省略)

目 次

第1章 「流山市教育振興基本計画」策定にあたって

第1節	基本計画策定の背景と趣旨	1
第2節	基本計画の位置づけ	2
第3節	基本計画の期間・対象	3
第4節	策定にあたっての基本的な考え方	3
第5節	流山市の教育をめぐる現状と課題	3

第2章 基本計画の基本理念

第1節	基本計画の基本理念	6
第2節	施策の体系	7

第3章 学校教育・就学前教育の推進

重点目標1	就学前教育の推進	8
施策1	幼・保・小連携の推進	8
	(1) 幼・保・小関連教育研究会の充実	
	(2) 学びのつながりの推進	
施策2	子育て支援の推進	9
	(1) 幼児教育相談の充実	
	(2) 保護者支援の推進	
施策3	地域との連携の推進	10
	(1) 地域人材の活用	
	(2) 幼児教育の積極的発信	
重点目標2	確かな学力の育成	11
施策4	学びの土台づくり	11
	(1) 基礎・基本の徹底 学習内容の確実な定着	
	(2) 個に応じた指導の充実	
	(3) 主体的学習の推進	
	(4) 読書活動の充実	
施策5	指導力の向上	13
	(1) 学級経営力の向上 若手教員の指導力向上	
	(2) わかる授業の実践	
	(3) 研修の充実	
	(4) ICTの有効活用による新たな学びの推進	
施策6	国際社会に対応した教育の推進	15
	(1) 小中連携をいかした外国語教育の充実	
	(2) 国際理解教育の推進	
重点目標3	豊かな心の育成	17
施策7	豊かな人間関係づくりの推進	17
	(1) 豊かな心を育む道德教育の推進	
	(2) いじめ根絶に向けた取り組み	

施策 8	情操教育と多様な体験活動の充実	18
(1)	小中つながりのあるキャリア教育の充実	
(2)	情操教育の充実	
重点目標 4	健やかな体の育成	19
施策 9	学校体育の充実	19
(1)	発達段階に応じた遊びや運動の充実	
(2)	体力向上に向けた組織的な取り組み	
施策 10	運動・スポーツ活動の充実	20
(1)	部活動の充実	
(2)	生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成	
重点目標 5	健康と命を大切にす	21
施策 11	食育の推進と望ましい生活習慣の育成	21
(1)	食育の推進	
(2)	学校サポート看護師の活用	
施策 12	安全教育の推進	22
(1)	防災教育の推進	
(2)	交通安全教育の推進	
(3)	防犯教育の推進	
重点目標 6	特別支援教育体制の推進と充実	23
施策 13	一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	23
(1)	相談体制の充実	
(2)	支援体制の充実	
(3)	特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上と充実	
(4)	意図的・計画的な交流及び共同学習の推進	
(5)	学校サポート教員、特別支援学級介添員の活用と充実	
施策 14	研修の推進と協力体制づくり	25
(1)	特別支援コーディネーターを中心とする全校的な体制	
(2)	インクルーシブ教育システム構築のための体制づくり	
重点目標 7	地域とともに歩む明るく活力ある教育の推進	26
施策 15	地域に開かれた学校づくりの推進・地域による協働の取り組み	26
(1)	開かれた学校づくりのための情報発信	
(2)	学校評価を活かした学校運営	
(3)	地域の人材・教育力を活かした学習活動の推進	
施策 16	放課後の子供の居場所づくり	27
(1)	学童クラブの設置整備の推進	
(2)	学童クラブの運営の充実	
重点目標 8	小中一貫した教育の推進	28
施策 17	小中連携した特色ある流山の教育の充実	28
(1)	中学校区の特色を生かした教育環境づくり	
(2)	児童生徒・教職員の積極的な交流 教職員合同研修会の充実	

重点目標 9	教育施設設備等の整備と充実	29
施策 18	学校施設の有効活用	29
(1)	老朽化した学校施設の再生	
(2)	教育環境の質的向上	
(3)	将来を見据えた学校施設の整備	
施策 19	安全で使いやすい学校設備	31
(1)	誰もが使いやすい学校施設の整備	
(2)	学校施設の防災機能強化	
施策 20	環境に優しい施設整備	32
(1)	改築から長寿命化へ、そして省エネルギー化へ	
(2)	環境教育に配慮した施設整備	
(3)	小さな森のある学校	

第4章 生涯学習の推進

重点目標 1	生涯学習の推進	33
施策 1	いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進	
(1)	生涯学習推進の基盤整備	
(2)	市民ニーズと学習課題に応じた生涯学習体制づくり	
重点目標 2	青少年の健全育成	35
施策 2	次代を担う青少年を育てる地域環境づくり	35
(1)	健全育成体制の充実	
(2)	健全育成事業の充実	
(3)	社会環境浄化活動の充実	
(4)	相談事業の充実	
重点目標 3	市民文化の継承と醸成	37
施策 3	ながれやま市民文化の継承と醸成	37
(1)	文化芸術活動の推進	
(2)	文化財の保護と活用	
重点目標 4	スポーツ活動の基盤づくり	38
施策 4	スポーツ活動の基盤づくり	38
(1)	健康体力づくりの充実	
(2)	体育施設の充実	
(3)	生涯スポーツ指導者の育成と活用	
(4)	市民のスポーツ活動への安全支援	

資 料

1	人口の推移	40
2	児童生徒数の推移	41
3	学校数・学級数・在籍数	42
4	学力・学習状況調査	43
5	体力・運動能力、運動習慣等調査	45
6	施設等の利用状況	48
7	生涯学習施設一覧	50

第1章 「流山市教育振興基本計画」策定にあたって

第1節 基本計画策定の背景と趣旨

平成18年、新しい教育基本法が施行されました。昭和22年に法が制定されてから60年以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、教育をめぐる状況は大きく変化してきました。

このような状況に対応するため、教育基本法においては、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できることをねらいとしています。これは、これまでの教育基本法の普遍的な理念を踏まえ、今日求められる教育の目的や理念を加え、教育の実施に関する基本方針となるものです。

また、教育基本法第17条が新設され、国が教育の振興の施策に関する基本計画を策定する義務を負うことや地方公共団体が教育振興の施策に関する基本計画を策定する努力義務を負うことが明確化され、この具現化の一環として、国の教育振興基本計画が、平成20年に第1期計画、平成25年に第2期計画が策定されています。

千葉県においても、これを背景に県民一人一人が主体となって、学校・家庭・地域が責任と信頼のもとに連携・協力し、心身ともに健康で、郷土を愛し、責任ある行動と自己表現のできる、明日を拓く子どもの育成を目指して平成22年3月に千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（第1期計画）～「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」～が策定されました。さらに、平成27年には、第1期計画を引き継ぐ第2期計画として、「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」が策定されています。

そのような中、流山市教育委員会では、平成22年に策定された流山市総合計画後期基本計画に基づき、これまで「流山市の教育」で学校教育、生涯学習について、それぞれ施策や主要事業、施設整備等について、単年度ごとに構成した教育施策を示してきました。

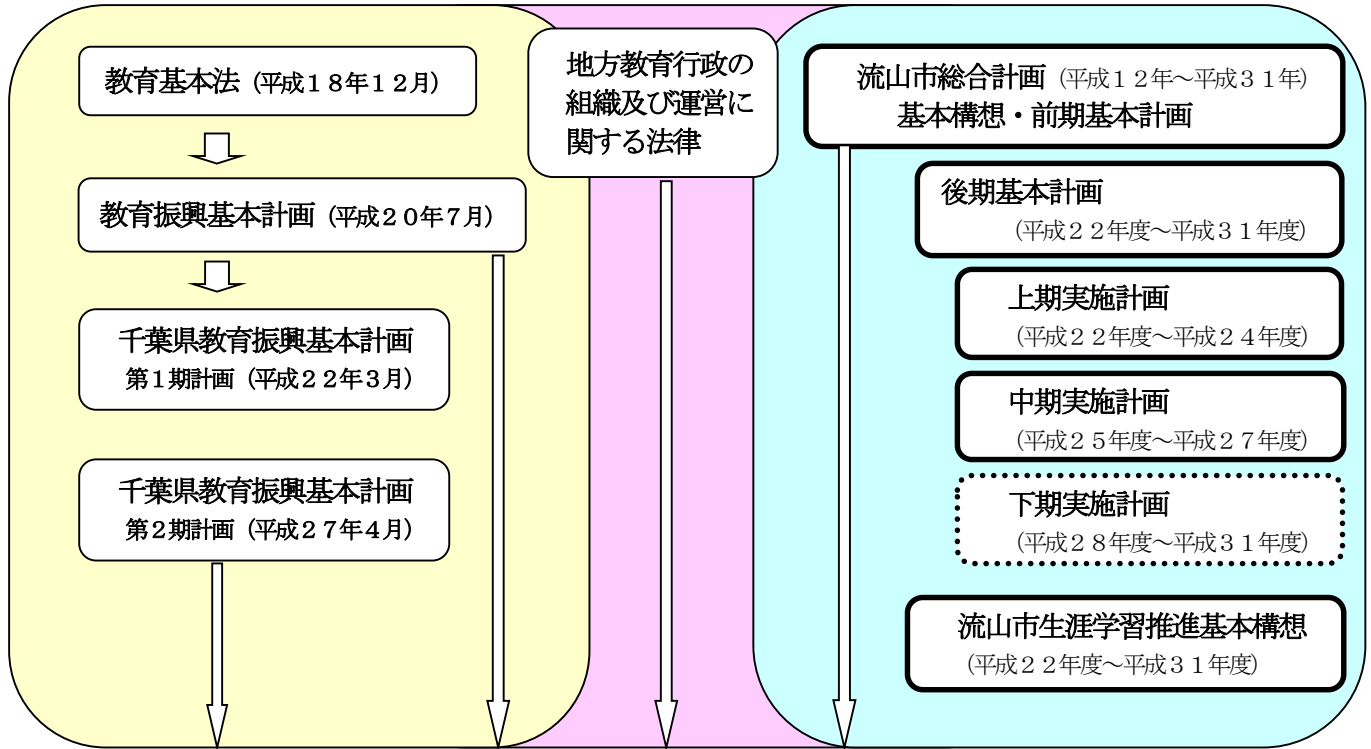
あわせて、学校教育については、千葉県学校教育指導の指針を受け、流山市の学校教育指導の指針「魅力ある流山の教育」で各年度における指導の重点を明確にするとともに、市内教職員の指導の方向性や目指す児童生徒像についても明示してきました。

しかし、見通しを持ち、教育には継続性が欠かせないことから、一定期間の取り組む内容を明確にする必要があると考えました。

そこで、本「流山市教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）は、これまで示してきている単年度の施策や重点目標に加えて、学校教育、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状と課題等を明らかにして、改善を目指した施策を中期的な視野に立って教育を推進しようとするものです。基本計画を踏まえ、学校・家庭・地域、そして行政が子供達のために互いに連携・協力し、流山市の未来を担う人材の育成と「豊かな人生と文化を創造するまち流山」の実現に向けて、流山市の教育が進展し、推進することを目的とするものです。

第2節 基本計画の位置づけ

「基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、流山市総合計画後期基本計画と整合性を図り流山市の教育振興に関する基本的な計画として策定するものです。



流山市教育振興基本計画 流山市教育大綱

学び、受け継がれ、進展する流山 (教育・文化の充実向上)

魅力ある流山の教育～児童生徒の自立～

豊かな心と個性を育てる学習と文化のまちづくり

<学 校 教 育>

- 1 豊かな学びを支える教育内容の充実
- 2 教育施設設備の充実
- 3 子供の健康保持・増進
- 4 学校・家庭・地域とともに進める協働教育の推進
- 5 教育施策の充実強化

<生 涯 学 習>

- 1 いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進
- 2 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり
- 3 ながれやま市民文化の継承と醸成
- 4 スポーツ活動の基盤づくり

第3節 基本計画の期間・対象

(1) 期間

「基本計画」の期間は、流山市総合計画後期基本計画との整合性を図るため、平成28年度から平成31年度までの4か年計画とします。ただし、社会情勢などの変化により、計画を適宜見直すことができるものとします。

(2) 対象

「基本計画」の対象範囲を教育委員会が実施する教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの推進に関する施策としています。

第4節 策定にあたっての基本的な考え方

「基本計画」は、前年度まで行ってきた事業を基本的に継承していきます。ただし、それぞれの事業を見直し、より質の高い内容にし、実施していきます。

また、次の点を基本として策定しました。

- (1) 流山市総合計画後期基本計画3節学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）を基本とし、流山市の現状と課題を踏まえ計画づくりを進める。
- (2) 「基本計画」の構成については、基本計画の策定の考え方と基本理念、学校教育の推進及び生涯学習の推進を中心に全4章から構成する。
- (3) 激しく変化する社会状況の中で、教育における今日的な課題も変化し、多様化することが予想される。「基本計画」を実施していく期間中においてもPDCAサイクルを確立し、常に変化に対応できるよう見直しを図る。また、必要に応じて修正や新たな取り組みができるよう柔軟に対応していく。

第5節 流山市の教育をめぐる現状と課題

(1) 現状

流山市では、流山市総合計画基本構想（平成12年度～平成31年度）を策定し、「学び、受け継がれ、進展する流山」を施策の大綱の1つとして、学校教育・生涯学習の充実に努めてきました。

安全安心は教育を推進するための根幹であります。流山市では校舎の耐震化を他市に先がけて取り組み、現在100%の耐震化率を達成しました。近年、異常気象による、夏季の高温対策・熱中症対策や学習効率の低下防止対策も大きな課題となっており、それに対しても、いち早く市内小中学校へのエアコン設置の実施及びトイレのドライ化改修工事なども併せて行い、児童生徒が充実した学校生活を送れるように学習環境整備を図ってきました。

つくばエクスプレス（以下「TX」という。）の都心への利便性の向上により、流山市の人口は急増しています。特に、TX沿線地域を中心に子育て世代の人口流入が著しく、児童

生徒の増加にも拍車をかけています。その対策として新設校の建設や校舎の増築、通学区の見直しなどを進めています。また、新たな住民のライフスタイルや価値観の多様化により、市民の教育施策や子育て施策への要望や学習ニーズなども多岐にわたり、更に高度化しています。

学校教育の推進にあたっては、「魅力ある流山の教育」を目標に「学力」「気力」「体力」の3つの柱を基軸に、学校・家庭・地域・行政の連携を図りながら、未来を担う子供達が育つ魅力ある学校づくりを目指して、小中一貫した教育の推進や学校施設の整備拡充など様々な教育施策に取り組んできました。この教育施策の実現により、子供達が大きな夢を抱き、様々な体験を通じて、実力のある、心豊かな子供達に育ち、流山市全体に笑顔や感動、そして活力を与えることを目指しています。

生涯学習の推進にあたっては、流山市生涯学習推進基本構想に基づき「いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進」「次代を担う青少年を育てる地域環境づくり」「ながれやま市民文化の継承と醸成」「スポーツ活動の基盤づくり」の4つの柱を基軸に、学習活動を通じて個人の人生を豊かにするとともに、その学習成果を活かした「豊かな人生と文化を創造するまち・流山」づくりに取り組んでいます。

各ライフステージにおける学習活動や地域社会の課題に取り組む学習活動、未来を担う子供達の健全育成活動、人生を豊かにする文化芸術活動及びスポーツ文化の活性化を図りつつ、急激な社会変化によって生じる新たな学習課題に対応する生涯学習の推進に係る諸施策を展開していくことが求められています。

(2) 課題

- ・小学校英語授業の開始や環境学習の推進、ICT^{※1}の活用能力の向上などの社会的ニーズ、また学力向上をねらいとした児童生徒一人一人へのきめ細かな対応など、教育内容の向上が幅広く求められています。ベテラン教員の大量退職に伴う新規採用者の大量採用のなかで、教職員の資質能力の向上、人材育成が大きな課題となっています。
- ・急激な児童生徒数の増加に対応する学校施設の確保、計画的な施設管理を行うとともに老朽化対策をはじめとした安全安心の確保。環境対策やユニバーサルデザイン化事業、地域関連施設の複合化や適正配置及びPFI手法^{※2}による維持管理など多様な対応が求められており、社会経済情勢を踏まえた戦略的かつ計画的な施設経営が必要です。

※1 ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略。

※2 「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」は、公共施設の設計、建設、改修、維持管理等を民間の資金や経営能力、技術的能力の活用することにより、事業コストの縮減や公共サービスの向上を図る手法。

- ・いじめ問題については、「流山子ども専用いじめホットライン」として、相談窓口を設けています。いじめの早期発見のためには、さらなる相談体制の充実が必要です。平成27年度には、いじめ防止対策推進条例が制定されました。いじめ防止に向けて学校・家庭・地域・行政が連携を深め組織的な対応を進めていきます。
- ・教職員が児童生徒と向き合う時間の確保を図るためにも、効率的・効果的な学校運営が求められています。学校組織の見直し、研修会の再編成、校務支援ソフトの導入などが必要です。
- ・学習ニーズに的確に対応するためには、学習機会を確保するとともに、学習情報の提供等を通じて、自主的な学習活動を支援・促進する役割を果たしていく必要があります。そのための学習情報の収集・整理・提供が重要な課題となっています。
- ・市民が互いに学び合い、教え合う相互学習ができる地域づくりの中心となるリーダーの育成と活用、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践に結びつけるコーディネーターの育成と活用が課題であり、そのための人材育成と人材活用が求められています。
- ・生涯学習活動にはさまざまな団体関わっていますが、多くの団体で世代の偏りや高齢化が進んでいます。学習活動の活性化のために世代間の継承が必要です。
- ・教育基本法の改正を受け、平成20年6月に社会教育法の改正が行われ、家庭の教育力向上のため、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設等が教育委員会の事務として規定されました。本市としても実態や市民ニーズに合わせて充実した講座を開設し、学校・家庭・地域の連携を図りながら青少年を健全に育成していくことが求められています。
- ・青少年を取り巻く社会環境、とりわけインターネット環境など急激な情報化社会への対応が急がれます。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する啓発活動などの対応が必要です。
- ・平成27年4月から文化芸術振興条例が施行し、文化芸術に触れる機会の拡大や参加の促進が求められています。
- ・従来からの「するスポーツ」に加え、「観るスポーツ」や「支えるスポーツ」のスポーツ人口の拡大を図りスポーツ文化を充実させることが求められています。
- ・生涯学習施設は、昭和40～50年代に建てられたものが多く、バリアフリーへの対応など快適に利用できる施設の管理運営が必要です。

第2章 基本計画の基本理念

第1節 基本計画の基本理念

学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

流山市の学校教育においては、「生きる力」を育むという理念を踏まえ、児童生徒一人一人が生き生きと学べる豊かな教育活動を実践します。そして、子供たちの可能性を引き出す教育の実現を目指していきます。また、流山の子供たちが「自信」と「誇り」を抱いて、いろいろなことに挑戦し、未来に活躍できる子供が育つよう、流山の教育を推進します。

生涯学習においては、生きがいを育む生涯学習の推進と文化の創造を目指して、「いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習」を進めるため、市民の学習要求に応える機会と場を提供していきます。そして、地域の環境づくりとともに、文化の継承と醸成のために、事業を推進します。



第2節 施策の体系

基本計画の基本理念と目標の具現化のために、学校教育・就学前教育の推進においては、以下の9つの重点目標と20の施策を定め、また、生涯学習の推進においては、以下の4つの重点目標と4つの施策を定め、取り組みの方向性を示します。

	重点目標	施策
学校教育・就学前教育の推進	1 就学前教育の推進	1 幼・保・小連携の推進
		2 子育て支援
		3 地域との連携の推進
	2 確かな学力の育成	4 学びの土台づくり
		5 指導力の向上
		6 国際社会に対応した教育の推進
	3 豊かな心の育成	7 豊かな人間関係づくりの推進
		8 情操教育と多様な体験活動の充実
	4 健やかな体の育成	9 学校体育の充実
		10 運動・スポーツ活動の充実
	5 健康と命を大切にする教育の推進	11 食育の推進と望ましい生活習慣の育成
		12 安全教育の推進
	6 特別支援教育体制の推進と充実	13 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
		14 研修の推進と協力体制づくり
	7 地域とともに歩む明るく活力ある教育の推進	15 地域に開かれた学校づくりの推進・地域による協働の取り組み
		16 放課後の子供の居場所づくり
8 小中一貫した教育の推進	17 小中連携した特色ある流山の教育の充実	
9 教育施設設備の整備と充実	18 学校施設の有効活用	
	19 安全で使いやすい学校整備	
	20 環境に優しい施設整備	
生涯学習の推進	1 生涯学習の推進	1 いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進
	2 青少年の健全育成	2 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり
	3 市民文化の伝承と醸成	3 ながれやま市民文化の継承と醸成
	4 スポーツ活動の基盤づくり	4 スポーツ活動の基盤づくり

第3章 学校教育・就学前教育の推進

重点目標1 就学前教育の推進	
施策1 幼・保・小連携の推進	
目 標	幼児教育から小学校教育への円滑な移行ができるようにします。
現 状 と 課 題	<p>幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長のために適当な環境のもとで幼児期にふさわしい生活を送り、心身の発達を助長する重要な役割を担っています。</p> <p>本市においては、公立の流山市幼児教育支援センター附属幼稚園1と私立の幼稚園10、公立の保育所5、私立の保育園が25あり、それぞれの幼稚園・保育所（園）が魅力ある幼児教育を実践しています。今後、さらに幼児教育支援センターを核として、各関係機関や地域との連携を図りながら幼児教育から小学校教育への円滑な移行ができるように努めます。</p>

(1) 幼・保・小関連教育研究会の充実

- ・幼・保・小関連研究会や保育研究会を通して、学びのつながりを支援します。

【幼児教育支援センター運営事業】

(2) 学びのつながりの推進

- ・小学校・幼稚園・保育所（園）の見学会等を通して相互教育の理解を深めます。
- ・幼児と児童の交流を通して幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

【幼児教育支援センター運営事業】

重点目標 1 就学前教育の推進	
施策 2 子育て支援の推進	
目 標	関係機関との連携を図り、教育相談の充実と家庭教育の支援を行います。
現 状 と 課 題	<p>幼児期の発達には、幼児一人一人の差が大きく教諭から日々の生活の様子や成長した姿を保護者に伝え、子育てについて家庭と幼稚園、保育所（園）が一体となって育てていくことが大切です。また、保護者が幼児の発達について気軽に相談できる場を提供することにより、保護者の子育てに対する不安を解消し、喜びや生きがいを持って、子供のより良い育ちを実現できる環境づくりを進めています。</p> <p>本市では、幼児教育相談として電話相談や来所相談、巡回相談を実施するなど様々な形で子育て支援を行っています。また、カウンセラーによる専門的な教育相談も進めています。今後も保護者が気軽に相談できる時間を確保し、家庭と一体となって子育て支援を進めていきます。</p>

(1) 幼児教育相談の充実

- ・子育てについて保護者が気軽に相談できる環境の充実を図ります。
【幼児教育支援センター運営事業】

(2) 保護者支援の推進

- ・子育て相談やミニ講話など、子育てについて保護者がより深く理解できるようにし、家庭教育の支援を行います。
【学童クラブ指定管理者事業】

重点目標1 就学前教育の推進	
施策3 地域との連携の推進	
目 標	地域の人材を活用し、幼児教育の充実、地域の力となるようにします。
現 状 と 課 題	家庭・地域における幼児期の教育を充実させるため、地域人材の活用や地域の教育力の活用を進め、子育て支援の充実を図っています。既に市内の幼稚園・保育所（園）において、絵本の読み聞かせや地域交流等が行われていますが、さらに、充実したものにしていく必要があります。そのために地域との交流を積極的に進めたり、幼児教育支援センターだよりなどを活用したりして、幼児教育の大切さを地域の方に理解していただけるよう積極的に発信していきます。

(1) 地域人材の活用

- ・ 幼児の笑顔のために地域の人材を積極的に活用し、幼児教育の充実を図ります。

【幼児教育支援センター運営事業】

(2) 幼児教育情報の積極的発信

- ・ 幼児教育支援センターだよりを通して、幼児理解や家庭教育等の子育て支援について積極的に発信します。

【幼児教育支援センター運営事業】

重点目標2 確かな学力の育成	
施策4 学びの土台づくり	
目 標	基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等「確かな学力」の育成を目指します。
現 状 と 課 題	<p>文部科学省による全国学力・学習状況調査の結果は、小学校、中学校ともに、国語、算数・数学の平均正答率が全国、県平均を上回っており、概ね良好と言えます。</p> <p>子供達を読むこと、書くこと、計算すること等、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、自分から学び、考え、表現できる力を育むような学習指導を進めています。</p> <p>また、学びの土台としての読書活動を充実するため学校図書館の充実を進めています。現在市内小中学校全体の蔵書数は、概ね基準を上回っている状況です。さらに、読書活動の充実と推進のため、学校図書館の整備を進めていくことが大切です。</p>

(1) 基礎・基本の徹底と学習内容の確実な定着

- ・基礎的・基本的な知識・技能の学習を繰り返し行うことで定着を図ります。
- ・家庭学習の習慣化を図ります。

【学校内容充実事業】

(2) 個に応じた指導の充実

- ・少人数指導やティーム・ティーチング等を積極的に取り入れることにより、読み書き計算などの基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。
- ・算数・数学学習指導員を市内全小中学校に配置し、個に応じたきめ細かな指導を行います。

【学校サポート教員派遣研究事業】

(3) 主体的学習の推進

- ・言語活動の充実を図り、子供達が自分から学び、考え、表現できる力を育む学習指導を進めていきます。

【教育研修推進事業】

(4) 読書活動の充実

- ・学校図書館の積極的な活用を図り、児童生徒に読書の習慣を身につけさせていきます。
- ・児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実させるため、さらに蔵書冊数を増やしていくとともに蔵書内容について、充実していきます。
- ・学校図書館の情報化（PC^{※1}の整備→他校や公立図書館とのオンライン化）を推進していきます。

【学校図書館教育推進事業】

※1 「パーソナルコンピューター (personal computer)」の略。



重点目標 2 確かな学力の育成	
施策 5 指導力の向上	
目 標	児童生徒の実態に応じて、指導方法の工夫を図るとともに、教科間の関連等を生かした指導計画を作成し、「わかる授業」の実践に努めます。
現 状 と 課 題	<p>各小中学校では、すべての児童生徒が安心して学び、達成感と新たな学習への意欲がもてる授業づくりを目指しています。また、どの子も「わかるようになりたい」「できるようになりたい」という意欲を持っています。充実した授業づくりのために児童生徒の実態を把握した指導が求められます。</p> <p>学校現場では若年層の教員が増えており、今後もさらに増えていく傾向にあります。学校ではベテラン、若手を問わず積極的に研修が行われています。教育委員会としても、様々な研修会を計画しています。「わかる授業」の実践のための指導力の向上が喫緊の課題です。</p>

(1) 学級経営力の向上・若手教員の指導力向上

- ・若手教員のための研修の機会を増やし、すぐに活用できる研修内容を行います。

【教育研修推進事業】

(2) わかる授業の実践

- ・計画的に学校を訪問し、教員の指導力向上を目指し、児童生徒がわかる授業を実践していきます。
- ・指導目標の明確化と評価に基づいた指導方法の工夫改善を図ります。

【教育研修推進事業】

(3) 研修の充実

- ・様々な研修の機会を設け、わかる授業の実践のため、教員の指導力向上を目指します。
- ・日々の実践が最も大切な研修となります。ベテラン教員と若年層教員の協働により、指導力の向上と指導技術の継承を目指します。

【教育研修推進事業】

(4) ICT^{※1}の有効活用による新たな学びの推進

- ・教員のICTの有効活用によるわかる授業を推進します。
- ・言語活動やグループ学習等においてICTを有効に活用していきます。
- ・教師と児童生徒が相互に情報伝達を行ったり、児童生徒が互いに教え合い学び合うなど、協働学習においてもICTを有効に活用していきます。
- ・タブレット端末を活用した授業実践を推進していきます。特に特別支援教育においては、タブレット端末活用の有意性をいかし積極的に推進していきます。

【情報教育推進事業】

【ICT学習空間整備事業】

※1 ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略。



重点目標 2 確かな学力の育成	
施策 6 国際社会に対応した教育の推進	
目 標	外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図るとともに、自らの意見を述べ、自国の文化や特徴を語ることのできる能力の育成を図ります。
現 状 と 課 題	<p>平成23年度から、小学校に外国語活動が導入され、日本の英語教育において新たな取り組みが開始されました。流山市では、小学校5、6年生において、文部科学省作成の英語教材“Hi, friends!”と市の独自教材である『流山市英語プログラム』を併用し、担任と英語活動指導員によるティームティーチング形式の外国語活動を実施しています。</p> <p>今後は英語学習開始時期の早期化が図られることにより、小学校3・4年生において外国語活動、5・6年生においては教科としての外国語を実施していくこととなります。小学校教員の指導力の向上が課題となります。</p>

(1) 小中連携をいかした外国語教育の充実

- ・文部科学省のグローバル化に対応した英語教育改革実施計画に基づき、小学校英語の教科化、中学校英語の高度化のスムーズな実施に向けた取り組みを推進していきます。
- ・小学校5、6年生の担任、中学校の英語教員による合同研修会を開催し、小中のつながりを意識した外国語教育の充実を図ります。
- ・英語学習の開始時期の早期化が図られることにより、小学校3・4年生においても外国語活動を実施します。
- ・英語に堪能で、外国の文化に精通した英語活動指導員を市内全小学校に配置し、ネイティブスピーカーの外国語指導助手（ALT）とともに、ティームティーチングを実施します。

【学校サポート教員派遣研究事業】

【小学校英語活動推進事業】

(2) 国際理解教育の推進

- ・市内全中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、日常的に英語に触れる環境を整えています。生徒は、外国の文化や英語を身近に感じ、興味や関心を深めています。小学校においては、英語活動指導員に加え、ALT を配置し、英語や外国の文化に慣れ親しむ取り組みを行います。
- ・外国の教育機関との交流やスカイプ※¹等を活用した国際交流を進めています。

【中学校 ALT 配置事業】

【教育内容充実事業】

※1 世界中どこへでも無料コールができる無料のソフトウェア。



重点目標 3 豊かな心の育成	
施策 7 豊かな人間関係づくりの推進	
目 標	豊かな心の育成を目指し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、情操教育が充実されるよう組織的に取り組みます。
現 状 と 課 題	<p>本市は、急激な都市化に加え、核家族化、情報社会の低年齢化が進み、子供達の自然との関わりや人との関わりが希薄になってきました。それに伴い、他者への思いやりや自尊感情が乏しいこと、人間関係を築く力や社会性の育成が不十分である傾向が見られます。また、価値観の多様化により規範意識の低下も指摘されています。</p> <p>規範意識や自他ともに尊重し命を大切にすることなど豊かな心を育成するため、道徳教育の要として道徳の時間の充実を図り、教育活動全体をとおして道徳教育を推進します。また、指導計画を見直し、多様な体験学習を教育課程に位置づけ、多くの体験を通して豊かな心を計画的に育成していきます。本市では、これまでも「いのちを大切にすること教育研修会」を開催してきました。道徳の教科化を見据え、道徳教育推進教師の役割を明確にして体制の整備や教員の指導力のさらなる向上を図ります。</p>

(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

- ・道徳教育推進教師の役割を明確にし、機能的な協力体制の整備や指導計画の評価と改善を行い、学校全体で進める道徳教育の一層の充実を図ります。
- ・学校の教育活動全体を通じて、自他ともに尊重し、いのちを大切にすること教育を推進します。
- ・道徳の教科化について教員の理解を深め、より充実した道徳の授業の推進に向けて研修等を推進します。

【学校教育内容充実事業】

(2) いじめ根絶に向けた取り組み

- ・児童生徒一人一人に目を向け、小さな変化も見逃すことなくきめ細かな対応を行います。いじめ問題には、素早い対応、組織的な対応を行います。
- ・いじめの根絶に向けて、流山市いじめ防止対策推進条例を制定し、いじめ防止に向けた取り組みを推進します。
- ・いじめ問題に関し、各関係機関の連携の促進と情報の共有を図るため、いじめ問題対策連絡協議会等を開催し連携・協力体制づくりを推進します。

【いじめ防止対策推進事業】

重点目標3 豊かな心の育成	
施策8 情操教育と多様な体験活動の充実	
目 標	教育課程の中に多様な体験活動を取り入れ、五感を使って見たり、聞いたり、触れたりする多くの体験を通してすばらしい感性と豊かな心を育成します。
現 状 と 課 題	ネット社会 ^{※1} の進展や少子化など、子供達を取り巻く環境が変化する中で、子供達の成長過程において、ものごとを実際に体験するという経験が少なくなってきました。また、家庭環境の変化や友人などの人間関係の希薄さから、社会に関わることから遠ざかってしまう状況も見受けられます。そこで、流山市では、平成22年度から、児童生徒の情操を養い、豊かな心情を培うことを目的として情操教育推進事業を実施しています。また、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していけるように、キャリア教育 ^{※2} を積極的に推進し、小中学校において職場体験・職場見学を実施しています。

※1 インターネットを通じて、情報提供や情報共有が出来る社会。

※2 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な模範となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

(1) 小中つながりのあるキャリア教育の充実

- ・小学校においては、社会とのつながりや仕事へあこがれを深めること、また、中学校では、健全な勤労観、職業観の育成を目的として、職場体験活動を実施します。小学校では、おもに保護者の勤務先、中学生では地域の事業所に協力してもらい、多種多様な職種での体験活動を行います。

【教育指導人材充実事業】

(2) 情操教育の充実

- ・市内小中学校において、観劇、音楽鑑賞、ミュージカル鑑賞等、様々な体験活動を実施します。
- ・教育課程の中に多様な体験活動を取り入れ、多くの体験をとおして、豊かな人間関係を育む活動を推進します。

【情操教育推進事業】

【学校教育内容充実事業】

重点目標4 健やかな体の育成	
施策9 学校体育の充実	
目 標	子供達の基礎体力向上を目指し、体育の授業の工夫改善や校内の組織的な取り組みをしていきます。
現 状 と 課 題	本市の小中学生の全国体力・運動能力調査の結果(平成26年度)を見てみると、小学生では多くの種目で県平均を上回っている状況です。反対に中学生では、ほとんどの種目で県平均を下回っている状況です。総合得点では、本市の小学5年生では男女共に全国、千葉県の平均を上回っています。また、中学2年生では男女共に全国平均は上回っているものの千葉県の平均は下回っている状況です。特に握力やボールスローでは全国平均を下回っており、改善に向けた取り組みが課題となっています。また、全国的な傾向として、日常生活の中で運動に取り組む時間が少ない児童生徒が多い傾向が見られます。このことから体育の授業の工夫とともに校内組織をいかして体力向上に向けた取り組みに努めていきます。

注) 平成26年度全国体力・運動能力調査、千葉県運動能力調査と本市の総合得点平均

小5男子 全国 53.91点 千葉県 55.46点 流山市 56.86点
 小5女子 全国 55.01点 千葉県 57.07点 流山市 57.67点
 中2男子 全国 41.74点 千葉県 44.29点 流山市 42.49点
 中2女子 全国 48.66点 千葉県 52.07点 流山市 50.41点

(1) 発達段階に応じた遊びや運動の充実

- ・体育の授業の充実を図り、発達段階に応じた指導内容や指導方法を工夫し、体力向上を目指した授業を展開します。

【体力向上推進事業】

(2) 体力向上に向けた組織的な取り組み

- ・体力向上推進委員会等の組織を活かし、体力について成果と課題を明確にし、体育の授業や日常の体力向上に向けた組織的な取り組みを行います。

【体力向上推進事業】

重点目標 4 健やかな体の育成	
施策 10 運動・スポーツ活動の充実	
目 標	生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成します。
現 状 と 課 題	<p>小学校では、4～6年生の3～5割の児童が運動部に加入し、中学校では、7割の生徒が運動部に加入し運動に取り組んでいる現状がみられます。</p> <p>部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の育成にとっても有効です。部活動をとおして仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てていくようにします。また、日常的に運動に取り組む時間が少ない児童生徒には、体育の授業における工夫改善はもとより、日常から運動に親しみ仲間と共に楽しく運動に取り組むことができるように工夫していきます。</p>

注) 平成 26 年度市内小中学校の部活動加入率

小学校 4～6 年生 陸上部 48.4% ミニバスケットボール部 33.4%
吹奏楽部 20.6%

中学校 1～3 年生 運動部 70.9% 文化部 22.2%

(1) 部活動の充実

- ・小中学校体育連盟の活動を積極的に支援し、市内の児童生徒が目標を持って運動に親しむ基礎を育成します。

【体力向上推進事業】

(2) 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成

- ・体育の授業の充実を図るとともに、県が進めている児童生徒の体力向上と社会性の育成を目的とした『いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」』などを積極的に活用し、児童生徒の体力向上を図るとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成します。

【体力向上推進事業】

重点目標 5 健康と命を大切にする教育の推進	
施策 1 1 食育の推進と望ましい生活習慣の育成	
目 標	心身の健やかな育成を目指し、児童生徒が安心して生活し、自身を大切にできるように努めていきます。
現 状 と 課 題	<p>全ての児童生徒が安心して生活し、自身を心身共に健やかに育めるよう取り組んでいます。</p> <p>食育では、食生活の大切さを考える授業により、児童生徒がよりよい食生活を心がけるきっかけとなっています。栄養教諭による授業も積極的に行われています。</p> <p>また、平成17年度からの学校サポート看護師の活用により、その専門的な立場から保健室を訪れる児童生徒の健康チェックや応急処置、個別に関わることが望ましい児童生徒の補助・生活習慣に関する援助・助言等を行ったりしています。また、思春期教育・薬物乱用防止教育・健康増進に関わる授業等を養護教諭が行いやすくする環境を整えたりしています。このことにより児童生徒が安心して生活できるようにしています。</p>

(1) 食育の推進

- ・児童生徒が、より良い生活習慣を築けるよう、食育の授業の充実を図ります。

【学校給食事務管理事業】

(2) 学校サポート看護師の活用

- ・サポート看護師の活用により、養護教諭による健康に関する授業を積極的に行っていきます。

【学校サポート看護師派遣事業】

重点目標 5 健康と命を大切にする教育の推進	
施策 1 2 安全教育の推進	
目 標	児童生徒の事故を防止し、安全に生活していくための知識や態度、能力を育てていきます。
現 状 と 課 題	<p>東日本大震災の経験をいかし、各学校で地域の実情に応じた危機管理マニュアルや防災計画を作成し、年度内に複数回、学校生活の様々な場面を想定した防災訓練を実施しています。また、交通安全については、登下校の安全を基本に交通安全の知識や規範意識の育成をしています。さらに、防犯についても知識を持ち、自己防衛のために適切に行動できる能力の育成に取り組んでいます。</p> <p>児童生徒の事故を防止し安全に生活していくためには、必要な知識や態度を育み、実際に行動できるようにしていくことが大切です。</p>

(1) 防災教育の推進

- ・東日本大震災の経験を踏まえ、危機管理マニュアルの見直しや防災訓練の充実を図ります。
- ・地域と協力した防災訓練や小中連携による防災教育を推進していきます。

【教育内容充実事業】

(2) 交通安全教育の推進

- ・地域と連携し、登下校指導等を基本とした日常の交通安全指導の充実を図ります。
- ・交通安全教室の積極的な開催により交通安全について、意識や理解を高めます。

【教育内容充実事業】

(3) 防犯教育の推進

- ・防犯に対する知識を持ち、自己防衛のために適切に行動できる能力の向上を図ります。

【教育内容充実事業】

重点目標 6 特別支援教育体制の推進と充実	
施策 1 3 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	
目 標	教育相談や就学相談を通して、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実に努めるとともに、そのための特別支援教育体制の整備、推進に取り組みます。
現 状 と 課 題	流山市で特別支援学級に在籍している児童生徒は年々増加しています。平成27年度は、新設の小中併設校の小学校・中学校と東深井中学校に知的特別支援学級を開設することにより、市内の中学校全てに特別支援学級が設置されました。今後は、情緒特別支援学級の新規開設や言語通級指導教室の整備も進めていきます。さらに、特別支援教育の推進のために指導者の育成も喫緊の課題です。

(1) 相談体制の充実

- ・小中学校や特別支援学校、幼稚園・保育所（園）、福祉施設、保健センター等の関係機関と連携した相談・支援を推進していきます。
- ・様々な相談に対応するためスクールカウンセラーの充実に図り、専門的な立場から相談に応じられるようにしていきます。

【特別支援教育推進事業】

(2) 支援体制の充実

- ・個別支援計画・指導計画がより活かされるよう研修を充実させていきます。
- ・早期から一貫した支援が受けられるよう、関係機関と連携して流山市個別サポートファイルの活用を一層推進していきます。

【特別支援教育推進事業】

(3) 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上と充実

- ・特別支援学級担任の育成と専門性の向上を目指します。
- ・特別支援コーディネーターを対象に、年3回の特別支援推進研修会を開催して、各学校の特別支援教育の推進力を高めていきます。
- ・特別支援コーディネーターをとおして、全教職員への特別支援教育理解研修を進めていけるよう情報を発信していきます。
- ・特別支援学級介添員や学習サポート教員の研修会を開催し、専門性の向上や情報交換等を通して教育支援体制の充実を図ります。

【特別支援教育推進事業】

(4) 意図的・計画的な交流及び共同学習の推進

- ・他校の特別支援学級との交流活動や、校内での通常学級での交流学习とともに、地域の県立特別支援学校との居住地校交流の積極的な推進を図っていきます。

【特別支援教育推進事業】

(5) 学校サポート教員、特別支援学級介添員の活用と充実

- ・通常学級において、特別な支援を要する児童生徒への支援を充実していくため、学習サポート教員の活用と充実を図っていきます。
- ・特別支援学級の児童生徒への支援を充実するため、特別支援学級介添員の活用と充実を図っていきます。

【特別支援教育推進事業】



重点目標6 特別支援教育体制の推進と充実	
施策14 研修の推進と協力体制づくり	
目 標	インクルーシブ教育システム ^{※1} の構築に向けて研修の充実を図り、よりよい支援体制作りを推進します。
現 状 と 課 題	障害者の能力の最大限度までの発達等を目指し、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みを構築していくインクルーシブ教育について、各小中学校で研修が行われています。今後、個々の児童生徒に必要な「合理的配慮」の提供や「基礎的環境整備」について等、具体的な内容についてより理解を深めるための研修が引き続き必要であると考えます。そのために必要な情報を提供し、研修の充実を図ることで、すべての児童生徒が「多様で柔軟な仕組み」のもと就学先を決定でき、「連続性のある多様な学びの場」で学習できるようにしていきます。

※1 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

(1) 特別支援コーディネーターを中心とする全校的な体制

- ・校内では特別支援コーディネーターが中心となって保護者等の相談窓口となり、校内体制の調整や関係機関との連携を図ることができるよう研修を進めます。
- ・特別支援教育推進研修会を年3回行い、特別支援コーディネーターの役割について研修を深め、実践力を養っていきます。

【特別支援教育推進事業】

(2) インクルーシブ教育システム構築のための体制づくり

- ・「多様で柔軟な就学の仕組み」に対応して、児童生徒個々の能力を見取り、よりよい環境調整が図れるよう、学校教育相談と就学相談機能との連携を推進していきます。
- ・インクルーシブ教育システムについての理解を進め、各学校等でよりよい教育活動を推進していくための研修に努めていきます。また、どの子どもも学びやすい通常学級における支援（ユニバーサルデザイン）の研修に努めていきます。

【特別支援教育推進事業】

重点目標 7 地域とともに歩む明るく活力ある教育の推進	
施策 15 地域に開かれた学校づくりの推進・地域による協働の取り組み	
目 標	家庭・学校・地域が連携協力し、地域住民等の児童生徒への学習支援等、様々なボランティア活動を行います。また、これらの取り組みを通じて、子供達の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりを推進します。
現 状 と 課 題	現在、学校サポートボランティアの登録者数は約1500名に上ります。活動内容としては、学習支援、読み聞かせ、農業体験、書道、図書整理、職業講話講師、部活動指導、登下校の見守り等、多岐にわたっています。地域の方々が、教育支援活動を行うことで、学ぶ場としての環境が一層充実するとともに、児童生徒の規範意識やコミュニケーション能力、技術力の向上が図られています。

(1) 開かれた学校づくりのための情報発信

- ・学校行事や普段の学校生活の様子や学校としての考え方を、学校便りやホームページを活用して保護者や地域の方々へ発信していきます。
【学校教育内容充実事業】

(2) 学校評価を活かした学校運営

- ・児童生徒、教職員、保護者、地域の方々による学校評価を実施し、学校運営の改善・推進に努めていきます。

【学校教育内容充実事業】

(3) 地域の人材・教育力を活かした学習活動の推進

- ・学校サポートボランティアへの登録を募り、教育支援活動への協力を依頼していきます。
- ・まち探検、農業体験、職場体験など、地域環境を取り入れた学習活動を推進していきます。

【地域による学校支援事業】

重点目標 7 地域とともに歩む明るく活力ある教育の推進	
施策 1 6 放課後の子供の居場所づくりの推進	
目 標	子供が健やかに育つ環境づくりを目指して放課後の児童生徒の居場所づくりを推進していきます。
現 状 と 課 題	本市では、学童クラブを利用する児童が年々増加し、学童クラブは放課後の子供の居場所として重要な役割を果たしています。保護者の就労形態の多様化が進み、学童クラブに対する家庭のニーズも多様化する中で、子供の成長や発達に配慮した受け入れ体制の整備が課題となっています。学童クラブで安全に過ごす環境を整備することや子供達が主体的に生活する力を育て、地域で生活する力を育むことが必要です。 流山の子供達がいつでも・どこでも安心して健やかに育つ環境を目指したまちづくりを進めます。

(1) 学童クラブ等放課後の子供の居場所の整備の推進

- ・放課後に保護者が不在な家庭の児童の健全育成を図るため、学童クラブの施設の整備を推進します。現在、全小学校区での学童クラブの設置は完了していますが、利用状況や地域のニーズに応じた受け入れ体制の整備を進めていきます。

【学童クラブ施設整備事業】

(2) 学童クラブの運営の充実

- ・小学校入学に伴い保育所（園）から学童クラブへの円滑な移行を図るため、保育所（園）と学童クラブ交流を行い、放課後の子供の過ごし方について相互理解を進めます。
- ・運営内容の充実を図るため、職員の研修会への参加支援を継続します。

【学童クラブ指定管理者事業】

重点目標 8 小中一貫した教育の推進	
施策 17 小中連携した特色ある流山の教育の充実	
目 標	9年間の子供達の成長を見通した教育環境づくりを目指し、市のすべての小中学校で積極的に取り組んでいきます。
現 状 と 課 題	本市では、現在9中学校区に分かれ、それぞれの地域の特色を活かした取り組みを計画し、部活動交流、あいさつ運動、中学生による授業サポート、小学生の中学校への体験入学など、児童生徒がお互いに交流し合う活動を数多く行っています。こうした取り組みは年々発展し、災害を想定した小中合同下校訓練や児童会・生徒会合同会議などの取り組みも行われています。また、小中学校の教職員の連携として、中学校区ごとに学習指導や体力向上、生徒指導や生徒理解等をテーマに研修会を開いています。平成27年度にはおたかの森小中併設校の開校に伴い、これまでの取り組みを生かし、更に発展させていきます。また、併設校における実践をフィードバックし、本市の小中一貫した教育をさらに活性化していきます。

(1) 中学校区の特色を生かした教育環境づくり

- ・地域との関わりを深め、総合的な学習の時間における地域学習など一貫性のある学びを推進し、家庭・学校・地域が一体となったつながりのある教育環境づくりを進めます。

【小中一貫教育推進事業】

(2) 児童生徒・教職員の積極的な交流 教職員合同研修会の充実

- ・各中学校区の特色を活かし、あいさつ運動や部活動交流、中学生による授業サポート、体験入学、中学校の先生による小学校での出前授業など積極的な交流を行っています。また、教職員も合同研修会を開き、情報を共有したり、小中学校のルールの共通化を図り、小中学校の連携を意識した教育を進めます。

【小中一貫教育推進事業】

重点目標 9 教育施設設備等の整備と充実	
施策 18 学校施設の有効活用	
目 標	効率的な学校施設の整備を行います。
現 状 と 課 題	<p>本市における学校施設は、第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて数多くの学校が建設されました。流山市における学校施設の平均築年数は29.1年と老朽化が進んでいる現状です。これまで耐震化を最優先課題として取り組んできましたが、耐震化が完了したこれからは、施設の長寿命化対策が喫緊の課題です。</p> <p>また、平成17年のTX開通に伴う沿線の宅地開発により、人口が伸び続け、平成26年度には人口が17万人に到達しました。こうした状況の中、沿線地域では児童生徒が急増していることから、本市として31年ぶりに新たな小中学校を建設するに至りました。しかし、少子化による人口減少社会に突入した現在、本市においても将来的には児童生徒が減少することは避けられないことから、将来の学校像を見据えた学校施設の整備が求められています。</p>

(1) 老朽化した学校施設の再生

- ・日頃の定期的な点検・修繕等により安全性を確保しながら、機能性、環境性を再生させるべく「老朽化した施設の長寿命化」を計画的に実施します。老朽化した施設を効率的かつ効果的に再生していくため、劣化した施設の現状把握、整備計画の検討・策定、改修等の実施、適切な維持管理など施設整備を行っていきます。また、改修に併せて水道・電気・ガス設備などの配管等の更新も実施していきます。また、近年多様化する学習内容や学習形態にあわせ、少人数指導やICT学習環境に適合するよう努めていきます。

【小・中学校大規模改造事業】

(2) 教育環境の質的向上

- ・既存学校施設の改修では、教育環境の向上や生活環境の向上などの質的改修を行います。主なものとして、トイレの改修では、「暗い、汚い、臭い」の3Kと言われる学校トイレを洋式化・ドライ化に改修し、清潔で、臭いのないトイレを目指していきます。
- ・特別支援教育では、市内全小中学校に特別支援学級の整備を進めてきましたが、児童生徒の特性に合わせた学習環境と健康管理に配慮し、安定した学校生活を送れるような施設整備を今後も進めていきます。

【小・中学校大規模改造事業】
【小中学校特別支援学級整備事業】

(3) 将来を見据えた学校施設の整備

- ・市内の児童生徒数の推計を注視しつつ、児童生徒が増加傾向にある学校では校舎等の増築を行っていきます。人口減少時代を迎えている中、当面は学校の教室として利用していきますが、余裕教室が発生する時には地域の核となる施設として、有効利用できるような仕組みを工夫していきます。

【小学校校舎等建設事業】
【学校用地取得事業】



重点目標 9 教育施設設備等の整備と充実	
施策 1 9 安全で使いやすい学校整備	
目 標	誰もが使いやすく安全・安心な学校施設を整備します。
現 状 と 課 題	学校施設は子供達の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティーの中心であり、避難所としての役割もあることから、安全・安心な施設環境の整備に努めます。また、災害時には避難所となる学校施設では、誰もが使いやすく、地域の活動拠点として安全性、快適性を確保する必要があります。避難所として防災機能を強化することにより、地域の方が安心して利用できる環境を整備していきます。

(1) 誰もが使いやすい学校施設の整備

- ・学校施設のユニバーサルデザイン化を推進していきます。具体的には、校内の段差を解消するバリアフリー化や肢体に障害をもつ児童生徒が安全にかつ短時間で移動することができるようエレベータを設置していきます。

【学校建物ユニバーサルデザイン事業】



(2) 学校施設の防災機能強化

- ・防災担当課と連携して学校施設の防災機能強化に努めます。これまでの取り組みとして、防災備蓄倉庫の設置や防災井戸、防災無線等の設置はもちろん、小中学校に導入したエアコン整備事業において、室外機の一部に電源自立型ガスヒートポンプエアコン（GHP）を導入することで、災害時の停電時においても空調が使用できるほか、非常用電源によりテレビ、パソコン、携帯電話の充電等に活用することができます。
- ・校舎等の大規模改造に併せて、防災トイレの設置や高齢者や肢体不自由な方でも利用できる多目的トイレを整備していきます。

【小・中学校エアコン整備事業】

【小中学校大規模改造事業ほか】

重点目標 9 教育施設設備等の整備と充実	
施策 20 環境に優しい施設整備	
目 標	環境負荷の低減に努めます。
現 状 と 課 題	地球温暖化対策や低炭素化が喫緊の課題となっている中、学校施設の建替え・改修等においても省エネ化・低炭素化を念頭においた事業の推進が求められています。 また、学校においては学習指導要領に基づき理科、家庭等の各教科や総合的学習の時間に環境教育の学習に取り組んでいる状況です。学校施設においても、児童生徒の環境教育の教材として活用できる取り組みを推進する必要があります。

(1) 改築から長寿命化へ、そして省エネルギー化へ

- ・施設の耐久性を評価し、今後一定の期間、使用可能であることを確認できた施設については、長寿命化への改修を促進します。改築に比べ廃棄物や二酸化炭素の排出量も少なく、工事費も安価になります。
- ・地球温暖化対策や電力需要対策が求められている中、長寿命化改修を含む学校施設の改修にあたっては、断熱性能の向上、LED照明や人感センサー付き照明の導入、環境配慮型設備の導入などの省エネルギー化を積極的に取り組むとともに、再生可能エネルギーの活用を視野に入れ、良好な温熱環境を確保していきます。

【小・中学校大規模改造事業】

(2) 環境教育に配慮した施設整備

- ・児童生徒への環境・エネルギー教育の教材に活用できる施設整備を推進していきます。

【学校建物環境配慮型設備整備事業ほか】

(3) 小さな森のある学校

- ・校内の緑化を推進していくことでヒートアイランドの抑制、環境負荷の軽減を図ります。
- ・校内に小さな森があり、その近くのビオトープで子供達が自然生態系の観察ができるような学習環境を整備していきます。

【ヒートアイランド抑制学校緑化推進事業】

第4章 生涯学習の推進

重点目標1 生涯学習の推進	
施策1 いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・個人やグループでも学習ができ、学習成果を共有できる場を広げます。 ・魅力あるプログラムづくりを進め、社会の要請や市民ニーズに応えます。 ・生涯学習情報の収集を図り、情報提供のネットワークと相談体制を一層充実させます。 ・新たな文化芸術の発信となる駅前ホール（市有地活用事業で整備）の管理、運営計画に取り組むとともに、既存の生涯学習施設の改修備を進めます。
現 状 と 課 題	<p>私たちを取り巻く社会環境は、高齢社会の拡大、情報化の進行、価値観の多様化など大きく変化しています。これらに伴い、子供から高齢者まで、生涯を通じて学習する意欲がますます高まり、社会の成熟化に伴い市民の知的探究心も多様なものになってきています。</p> <p>このような中で、市民のライフスタイル・ライフステージに応じた学習機会をさらに充実させ、学習効果を地域で活用できる仕組みを充実させる必要があります。</p> <p>平成27年度には、おおたかの森センター、おおたかの森こども図書館が開設し、流山おおたかの森地域における生涯学習の場として利用されています。その一方で、快適・安全に生涯学習施設が利用できるよう公民館等の老朽化した施設の整備が課題となっています。</p> <p>情報化が進展する中、ICTによる学習機会や学習情報、学習資料の充実が課題です。</p>

（1）生涯学習推進の基盤整備

- ・快適・安全に利用できる生涯学習施設の改修・整備を行います。
- ・情報提供システムを充実させ、最新の生涯学習情報の提供に努めます。
- ・いつでもだれでも生涯学習に親しめるよう学習相談を充実します。
- ・地域の人材を生涯学習活動に活用します。

【基盤・学習機会整備事業】

(2) 市民ニーズと学習課題に応じた生涯学習体制づくり

- ・ライフステージや生活課題に応じた学習機会の充実を推進します。
- ・家庭や学校、地域や民間等と連携した学習機会を提供します。
- ・図書館サービスを充実します。
- ・市民の学習ニーズを把握し、新たな学習プログラムづくりを進めます。

【基盤・学習機会整備事業】



重点目標 2 青少年の健全育成	
施策 2 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年が社会の一員として自覚を持ち、他人や社会への思いやりをもてるように育成します。 ・青少年が犯罪や事故に巻き込まれたり、非行に走ったりすることがないように社会環境づくりに努めます。 ・青少年が一人で悩むことがないように相談体制を充実します。
現 状 と 課 題	<p>青少年を取り巻く社会環境は、物質的に豊かで便利になる一方で、高齢化や核家族化に伴う家庭・地域の教育力の低下や、過度な情報供給により青少年の規範意識の低下をもたらすなど、大きく変化しています。流山市においても TX の開業以来、都市化の進行により、まちの様相が大きく変貌しています。</p> <p>このような中で、次世代を担う青少年が夢と希望にみち、健やかで明るく育っていけるよう、青少年健全育成のための体制・事業の充実を図り、地域社会の環境浄化を推進する必要があります。</p> <p>全国的に青少年を取り巻く事件が増加していることから、地域住民・各種育成団体や関係機関・教員等による見守りやパトロールを強化したり、青少年やその保護者たちが一人で悩むことがないように、専門相談員による相談を充実させたりして、青少年の安心安全を見守る活動を多くのボランティアの協力を得て行います。</p> <p>多様な人間関係のなかで、青少年が多彩な体験や社会の基本的なルールを学ぶ機会をつくる必要があります。</p>

(1) 健全育成体制の充実

- ・市民と行政の協働により青少年健全育成を推進します。
- ・「少年の日」「家庭の日」をPRし、親子がふれあえる事業を市民、行政、青少年関係団体と連携して推進します。
- ・青少年関係団体間の連携を促進し、青少年を主体とした事業を検討し、実施します。
- ・青少年健全育成ボランティアを育成、支援するため、養成講座等をもとにボランティアの養成を図るほか、指導者としての技能を有する人材については「まちの先生」への登録を進めます。

【青少年健全育成団体運営事業】

(2) 健全育成事業の充実

- ・青少年健全育成団体とともに、青少年の自立や社会参加活動を支援し、活動の場や機会を提供します。
- ・青少年が日頃考えていることや抱負を自分の言葉で表現し、多くの方々に訴える青少年主張大会を充実させ、広く青少年問題を提起します。
- ・市内唯一のキャンプ場である「げんき村キャンプ場」の利用促進を図り、施設の特徴を生かした自然体験や野外活動の場を提供します。
- ・成人式を新成人自らの企画運営により行います。

【青少年主張大会運営事業】

【げんき村キャンプ場運営管理事業】

(3) 社会環境浄化活動の充実

- ・青少年の問題行動や地域・家庭の教育力の向上を図ることを目的に、「つどい」(集会活動)を開催するなど青少年ふれあい運動を展開します。
- ・青少年の店舗等の利用実態を調査します。
- ・街頭等でのパトロールを実施し、青少年の非行防止や健全育成のための補導活動を推進します。
- ・県が実施するネットパトロールの情報について連携強化を進め青少年が加害者や被害者になることを未然に防ぎます。

【青少年社会環境浄化事業】

(4) 相談事業の充実

- ・青少年やその保護者たちが一人で悩むことがないように、青少年専門相談員による電話、訪問、相談室での相談を充実します。
- ・いじめなどの相談内容については、他の機関との情報の共有化及び緊密な連携を図ります。

【青少年相談事業】

重点目標 3 市民文化の継承と醸成	
施策 3 ながれやま市民文化の継承と醸成	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が自然や芸術、文化に触れ、自ら創造する機会を増やします。 ・伝統的な文化や文化財を保護し、次世代に伝えていきます。 ・自然と親しむ生活文化を推進していきます。
現 状 と 課 題	<p>芸術作品の展示や観賞会の開催とともに、文化芸術団体への支援を行っています。平成27年度には、文化芸術の振興に関する基本理念を定めた文化芸術振興条例を施行しました。今後はさらに、市民の文化芸術活動の活性化、質の高い文化芸術に接する機会、市民が参加し創造する文化芸術活動の拡充と情報の共有が課題です。</p> <p>また、開発が進む中で、郷土の歴史や文化財、自然等への関心が高まるような企画や調査研究を進めていく必要があります。</p> <p>社会の変化に対応した市民文化芸術の振興を研究する必要や文化財を保護し、活用していくことが必要となっています。</p>

(1) 文化芸術活動の推進

- ・文化芸術振興条例を推進します。
- ・文化芸術団体の育成・支援をします。
- ・文化・芸術を学び鑑賞する機会の拡充を図ります。
- ・参加型、創造型の文化芸術活動を支援します。

【芸術・文化振興事業】

(2) 文化財の保護と活用

- ・博物館活動の充実を図り、また、親しみやすい市史等を刊行します。
- ・文化財の指定拡充と指定文化財の保存・継承・活用に必要な調査・支援に努め、文化財保護を推進します。
- ・埋蔵文化財の保存に努めるとともに研究成果を活用します。

【博物館活動事業】

【埋蔵文化財発掘調査事業】

【文化財保護推進事業】

重点目標4 スポーツ活動の基盤づくり	
施策4 スポーツ活動の基盤づくり	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ団体の育成を図るとともに、学校体育施設の利用を促進し、健康体力増進に取り組む市民を増やします。 ・老朽化した施設の改修整備のほか、スポーツフィールドの整備や市民総合体育館の建替えなどにより、スポーツ活動の拠点を提供します。
現 状 と 課 題	<p>健康・体力づくりの指導や各種スポーツのレベル向上のため、専門的知識や経験を持つスポーツ指導の人材の養成・確保が課題となっています。</p> <p>体育施設の計画的な改修・整備として、老朽化している市民プールや北部柔道場などの維持管理に努め、利用環境の改善が必要となっています。</p> <p>新体育館は平成28年春の開館後の管理運営の方策を研究し、するスポーツ、観るスポーツ、支えるスポーツの拠点とする必要があります。</p> <p>新川耕地スポーツフィールドの移転先については、用地購入や開発手続き等を行い、移転再整備を計画的に進めていきます。</p>

(1) 健康体力づくりの充実

- ・スポーツを通じた市民相互の交流を図るため、各種スポーツのつどいや講習会を開催し、ライフステージに合わせた参加機会の拡充に努めます。
- ・生涯スポーツ団体の育成を図るとともに学校の体育施設の利用を促進します。
- ・市民一人一人の健康の保持・増進と体力向上のため、いつからでも参加できるプログラムと場の提供を図り、健康・体力づくり活動の充実に努めます。

【健康・体力づくり活動事業】

(2) 体育施設の充実

- ・スポーツ施設をより快適な活動ができるよう整備するほか、平成28年4月から開館する新体育館については、「する、観る、支える」スポーツ活動の拠点として管理運営を進めていきます。
- ・体育施設の管理に指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を進め、市民満足度の向上を図ります。
- ・民間事業者による民間物流施設の開発計画にあわせ、新川耕地スポーツフィールドの移転整備を進めます。

【スポーツフィールド整備事業】

【市民総合体育館備品整備事業】

(3) 生涯スポーツ指導者の育成と活用

- ・地域の実情や、地域住民のニーズに対応できる指導者の育成や確保と、効率的な活用のための指導体制や派遣システムを構築します。
- ・生涯スポーツ指導者の育成を図るための研修会を開催します。

【生涯スポーツ指導者の育成と活用事業】

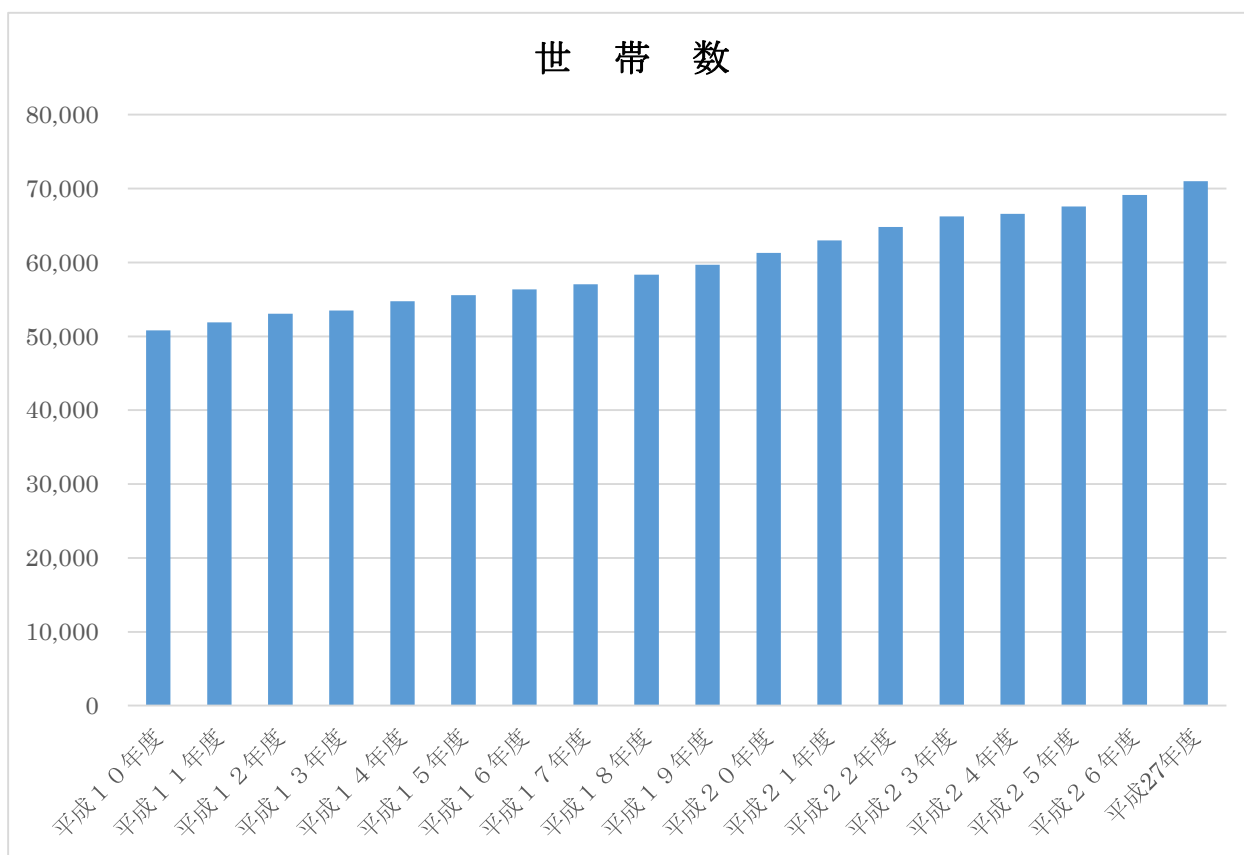
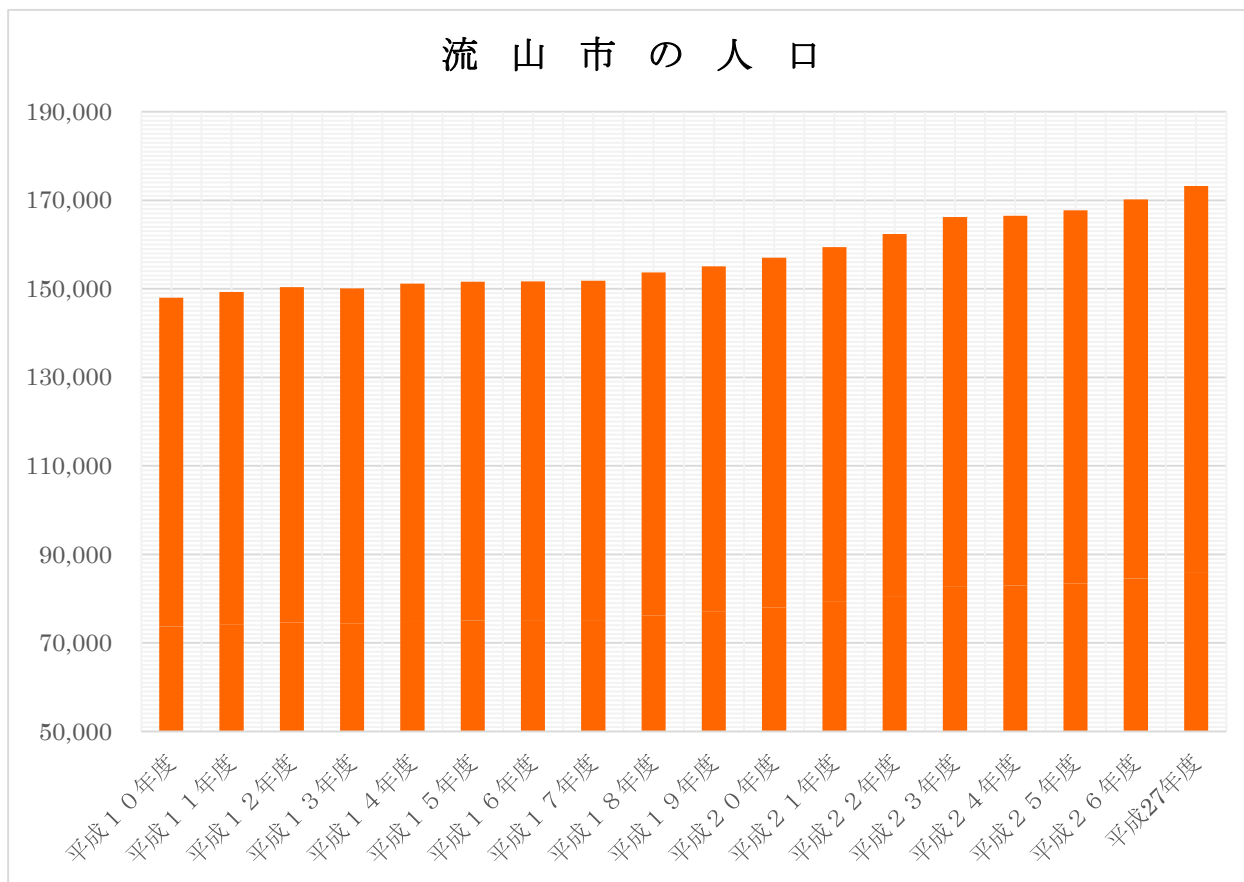
(4) 市民のスポーツ活動への安全支援

- ・市民プールに設置のAED（自動体外式除細動器）をプール閉鎖期間中に限って貸し出しを行います。
- ・熱中症の予防対策として整備する熱中症指標計を貸し出し、様々なスポーツ活動を安全にサポートします。

【スポーツ講習会・大会開催事業】

資料

1 人口の推移



2 児童生徒数の推移

学校名	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
流山小学校	712	684	711	714	698	739	780	826
八木南小学校	161	164	167	166	158	170	192	197
八木北小学校	668	681	695	688	679	683	671	668
新川小学校	352	353	348	356	364	378	416	429
東 小学校	751	776	798	791	766	732	738	711
江戸川台小学校	620	628	628	610	619	616	612	603
東深井小学校	680	700	775	813	835	848	834	804
鱒ヶ崎小学校	537	554	569	553	561	542	547	561
向小金小学校	569	580	560	549	563	525	511	521
西初石小学校	527	592	593	617	619	652	650	657
小山小学校	300	373	464	567	674	807	968	663
長崎小学校	404	432	439	475	501	519	552	563
流山北小学校	846	840	866	882	877	884	836	725
西深井小学校	269	248	241	220	215	202	207	199
南流山小学校	698	707	687	691	694	707	723	742
おおたかの森小学校								695
小学校計	8,094	8,312	8,541	8,692	8,823	9,004	9,237	9,565
南部中学校	721	737	715	726	737	749	777	741
常盤松中学校	444	446	443	436	430	448	468	407
北部中学校	595	585	562	541	532	535	477	478
東部中学校	503	521	554	570	579	599	585	592
東深井中学校	360	384	374	402	372	394	415	461
八木中学校	263	249	252	269	275	286	288	312
南流山中中学校	633	594	563	541	565	570	552	543
西初石中学校	238	246	271	294	317	326	350	333
おおたかの森中学校								176
中学校計	3,757	3,762	3,734	3,779	3,807	3,907	3,912	4,042
合 計	11,851	12,074	12,275	12,471	12,630	12,911	13,149	13,607

3 学校数・学級数・在籍数

小学校

(平成27年5月1日現在)

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
流山	5	146	5	158	4	133	4	135	3	106	4	134	25	812
〃特		2		2		3		4		3			3	14
八木南	2	38	2	41	2	39	1	25	1	31	1	23	9	197
八木北	3	102	4	109	4	122	3	100	3	112	3	114	20	659
〃特				3		1		1		4			2	9
新川	2	69	3	79	2	72	2	63	2	76	2	57	13	416
〃特		1		2		3		2		3		2	2	13
東	3	101	4	109	3	110	4	116	4	116	4	141	22	693
〃特				2		3		4		2		7	3	18
江戸川台	3	101	3	104	3	93	3	102	3	105	3	98	18	603
東深井	4	108	4	123	4	124	4	126	4	140	5	168	25	789
〃特		1		4				4		3		3	3	15
鱈ヶ崎	3	97	3	85	3	90	3	106	2	73	3	105	17	556
〃特		1		3		1							1	6
向小金	3	97	3	89	3	79	3	81	3	92	2	76	17	514
〃特		2		2		1		2					1	7
西初石	4	137	3	97	3	111	3	101	3	108	3	98	19	652
〃特				1		1		2		1			1	5
小山	5	175	4	139	3	109	3	80	3	86	2	74	20	663
長崎	3	97	3	97	3	103	3	89	3	94	2	74	17	554
〃特		1		2		3		2				1	2	9
流山北	3	100	3	99	4	118	4	118	4	140	4	136	22	711
〃特		2		2		1		1		5		3	2	14
西深井	1	26	2	40	1	32	1	29	1	35	1	37	7	199
南流山	4	126	4	117	4	121	4	132	4	119	3	107	23	722
〃特				5		6		3		3		3	3	20
おおたかの森	5	162	4	134	4	131	3	105	3	79	3	81	22	692
〃特		1		1						1			1	3
合計	53	1682	54	1620	50	1587	48	1508	46	1512	45	1523	296	9432
〃特		11		29		23		25		25		20	24	133

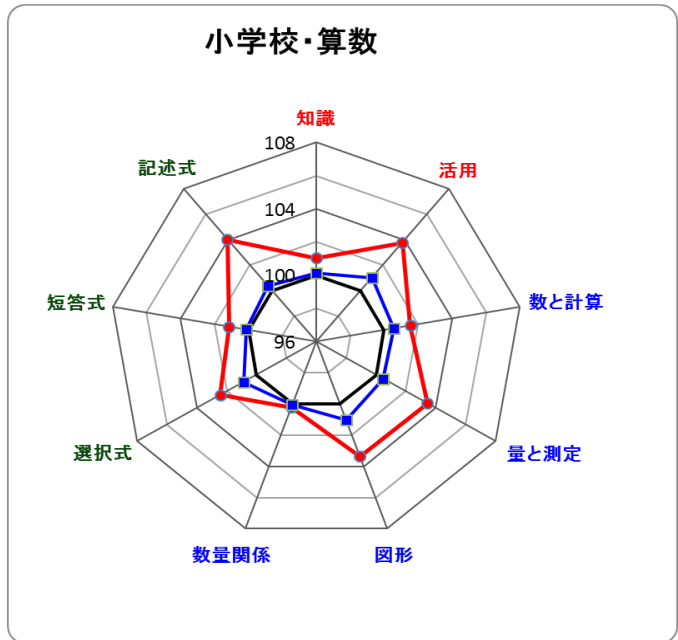
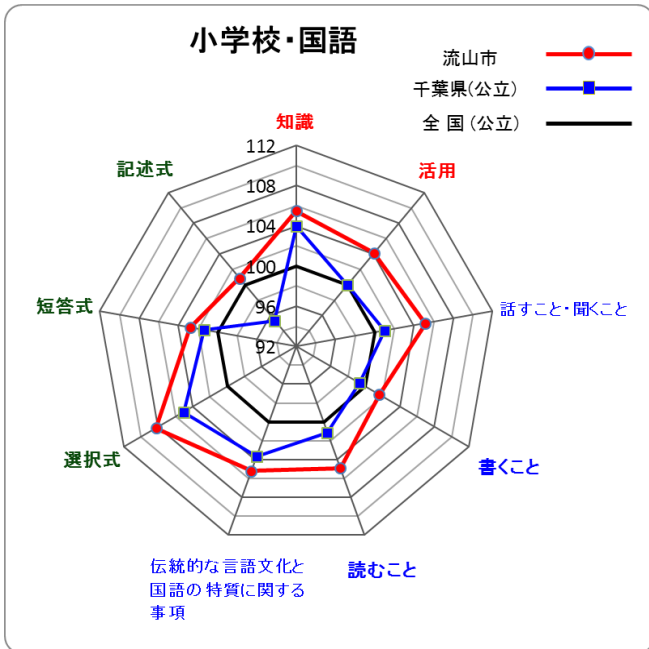
中学校

	1年		2年		3年		合計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
南部	7	235	8	272	7	230	22	737
〃特		1		3			1	4
常盤松	4	112	4	124	5	166	13	402
〃特				5			1	5
北部	5	168	4	142	5	156	14	466
〃特				5		7	2	12
東部	6	192	5	176	6	222	17	590
〃特						2	1	2
東深井	5	160	5	164	4	136	14	460
〃特		1					1	1
八木	3	105	3	89	3	105	9	299
〃特		1		6		6	2	13
南流山	5	175	5	166	6	196	16	537
〃特		3		1		2	1	6
西初石	4	114	3	100	3	107	10	321
〃特		3		1		7	2	11
おおたかの森	3	87	3	80	1	7	7	174
〃特		1		1			1	2
合計	42	1348	40	1313	40	1325	122	3986
〃特		10		22		24	12	56

4 学力・学習状況調査

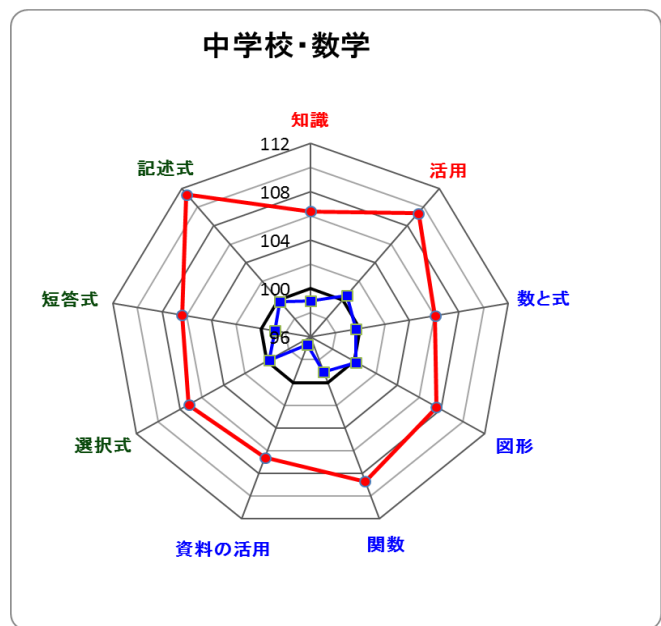
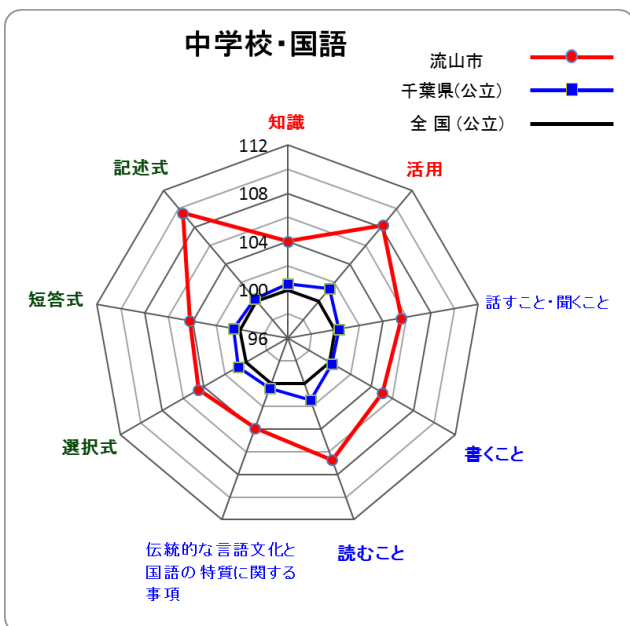
平成 26 年度 全国学力・学習状況調査分析(小学校)

※このグラフは全国平均正答率を 100 とした場合、千葉県や流山市の平均正答率がいくつになるかを表したグラフです。



平成 26 年度 全国学力・学習状況調査分析(中学校)

※このグラフは全国平均正答率を 100 とした場合、千葉県や流山市の平均正答率がいくつになるかを表したグラフです。



流山市の子供達の学力・学習状況

～平成26年度全国学力・学習状況調査の結果より～

▼流山市の結果と全国平均の比較

▽小学校

<学力面について>

- ・国語・算数の平均正答率が全国、県平均を上回っている。
- ・国語の「話すこと・聞くこと」の正答率が高い。
- ・算数の記述問題や知識を活用する問題の正答率が高い。

<生活習慣について>

- ・読書が好きな児童が多い。
- ・毎日、同じくらいの時刻に起きている児童がやや少ない。
- ・地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある児童が多い。
- ・テレビ等のニュースを見ている児童が多い。
- ・地域の行事に参加している児童が少ない。

▽中学校

<学力面について>

- ・国語・数学の平均正答率が全国、県平均を上回っている。
- ・国語・数学の記述式問題や知識を活用する問題の正答率が高い。
- ・数学の「関数」の正答率が高い。

<生活習慣について>

- ・読書が好きな生徒が多い。
- ・友だちの話や意見を最後まで聞くことができる生徒が多い。
- ・話し合い活動を通じて考えを深めたり広げたりすることができる生徒が多い。
- ・家庭で授業の復習をしている生徒がやや少ない。
- ・テレビ等のニュースを見ている生徒が多い。
- ・地域の行事に参加している生徒が少ない。

学力と生活習慣については、密接な関係があると言われます。本市の多くの子供達が、毎日規則正しい生活を送ることができています。ほとんどの児童生徒ができています生活習慣は次のようなものです。

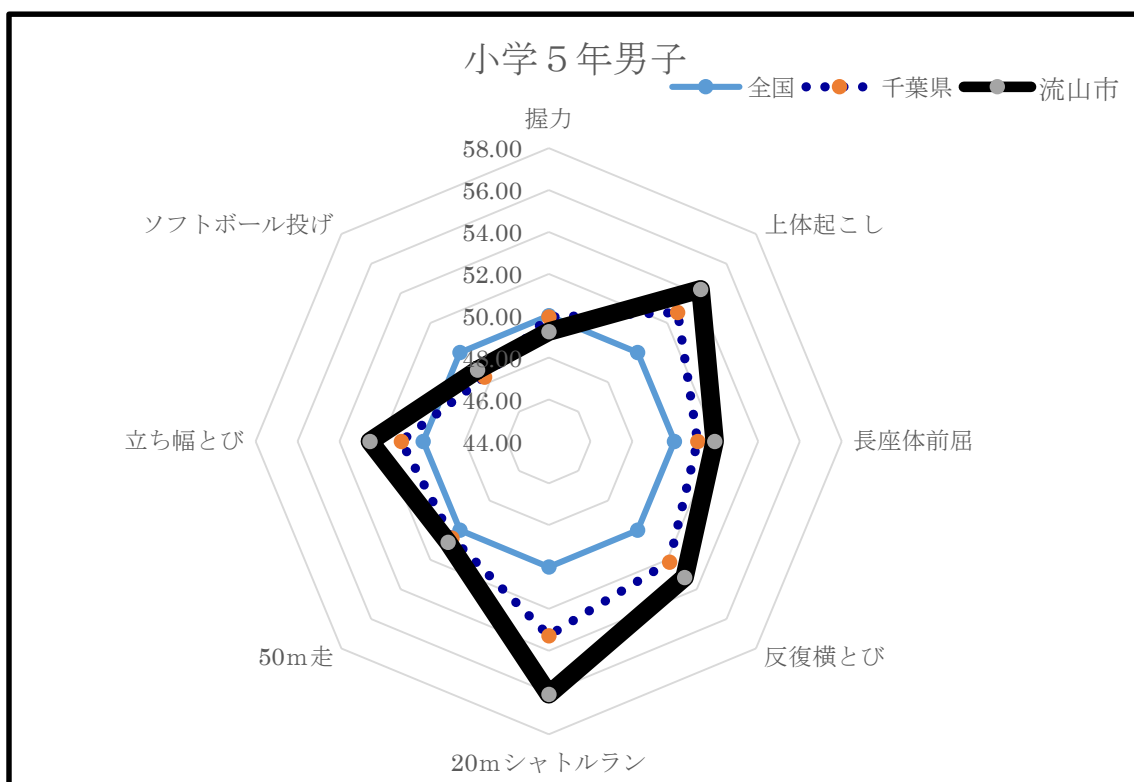
- ・朝食を毎日食べている。
- ・毎日、同じくらいの時刻に起きている。

また、全国的に「1日にゲームをする時間が多い子供達ほど正答率が低い」という傾向がありましたが、本市も同じような傾向があります。

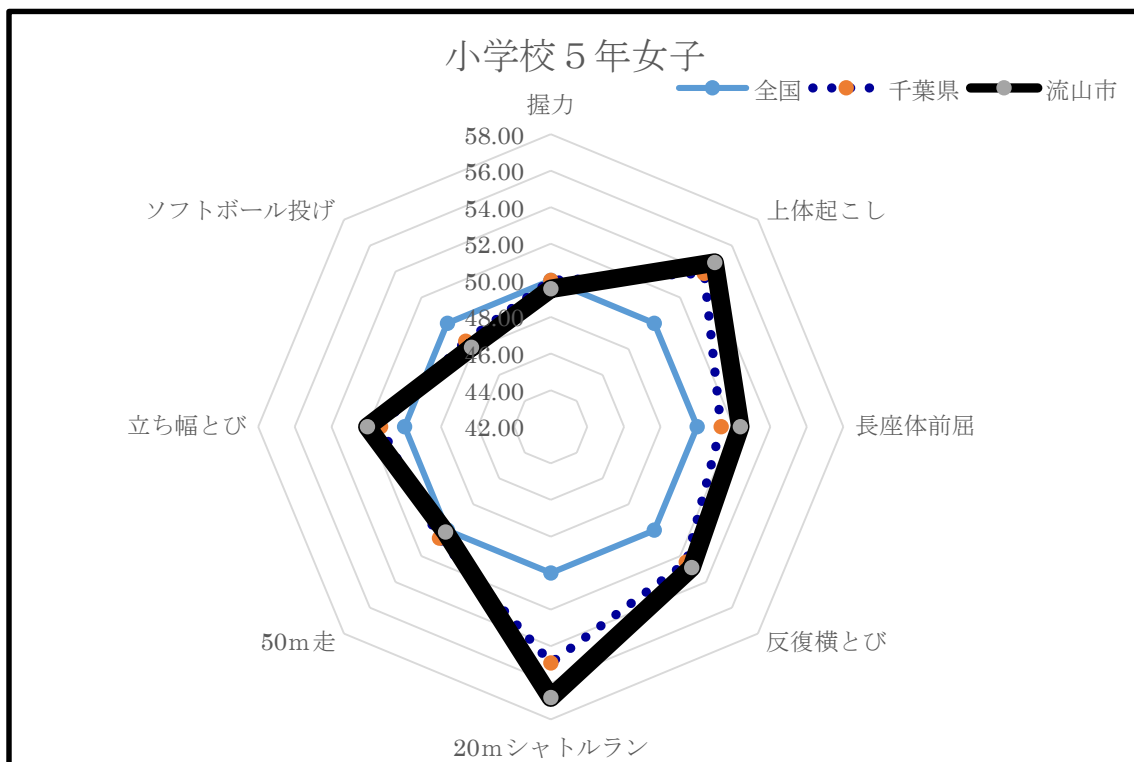
市教育委員会では、「魅力（三力・・・学力・気力・体力）ある流山の教育」を推進しています。子供達が基礎的・基本的な知識・技能を習得し、自分から学び、考え、表現できる力を育むことができるような学習を各学校で進めています。

この調査の結果をもとに、今後も子供達が自分たちの良さを自覚して、将来の夢や目標につなげていけるように学習を進めていきます。さらに、個性豊かな子供達の成長のために、保護者や地域の方と連携しながら、規則正しい生活の習慣づけや多様な学びの環境を整備していきます。

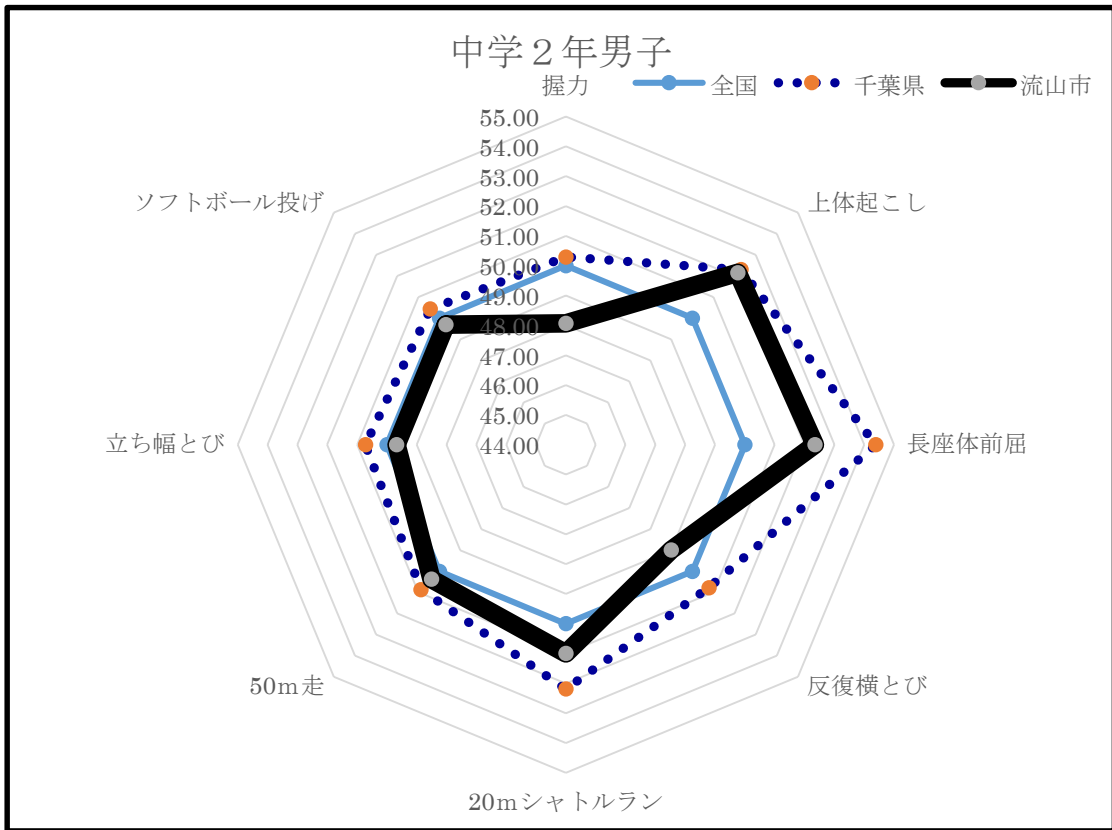
5 体力・運動能力、運動習慣等調査（平成26年度現在）



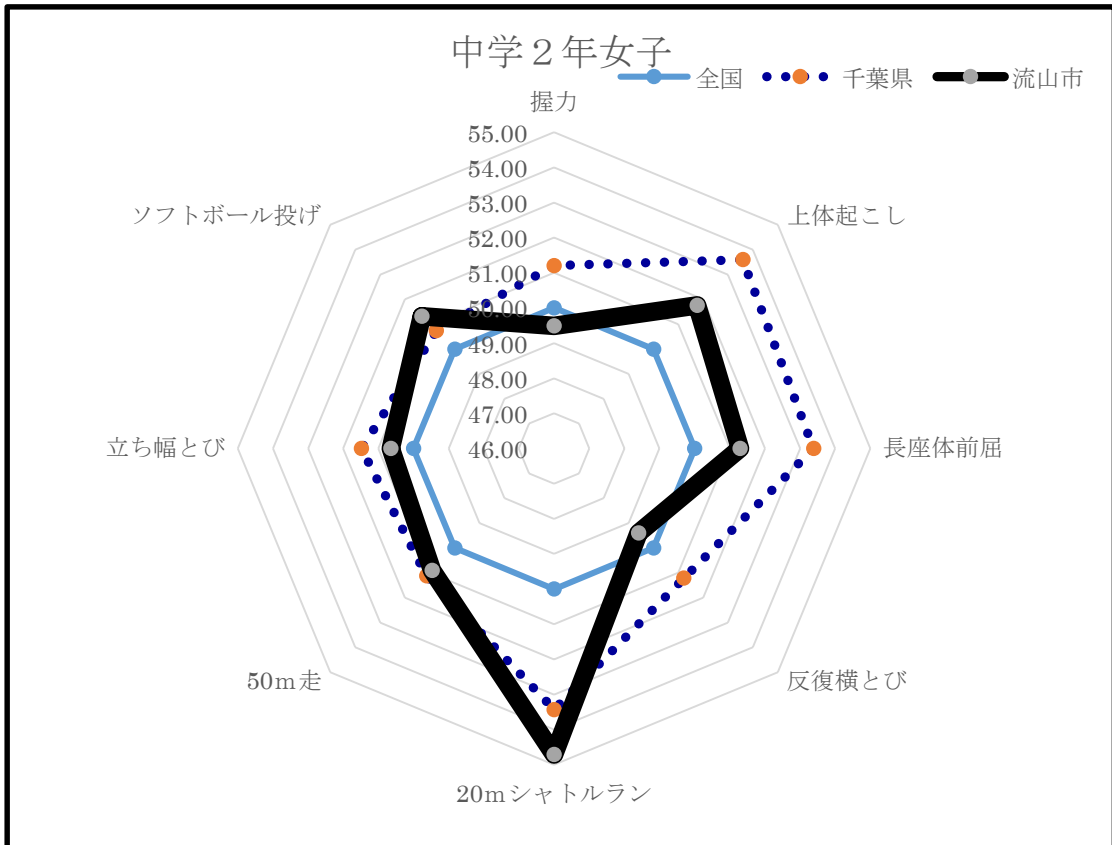
※各種目の全国平均値を50としたときの値



※各種目の全国平均値を50としたときの値



※各種目の全国平均値を50としたときの値



※各種目の全国平均値を50としたときの値

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果と本市の状況

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が示されました。それによると、特に中学校では、運動をする生徒としない生徒の二極化がより一層進んでおり、中2女子の約2割はほとんど運動していないという結果が明らかになりました。全国体力テストは、全国の小学5年生と中学2年生の児童生徒を対象に行われます。今回の調査では、運動が得意という子供の割合が調査開始以来、最高となる一方で運動をする子供としない子どもの二極化が浮き彫りになりました。小さなうちから子供に運動習慣をつけることが大切になってきているようです。

調査内容を見てみると、運動やスポーツが「得意」と回答した子供の割合は、小5男子が50.4%、同女子が31.7%、中2男子が31.9%、同女子が18.9%という結果になりました。現在の学習指導要領では以前よりも体育授業時間が増加し、「運動の楽しさ」を教えることが柱の一つとなっており、その効果が出てきたのではないかと文科省は説明しています。しかし、学校の体育の時間以外で、運動したりスポーツしたりする時間が1週間のうち「60分未満」という子供が小5女子で13.3%、中2女子では21.8%もいました。特に、週当たりの運動時間が「60分未満」の中2女子のうち67.9%が「運動時間ゼロ」で、これは中2女子全体の14.8%という状況です。二極化の原因は運動部に参加するかしないかで分かれることとなります。一方、小学生の体力と幼児期の運動経験の関係を見ると、幼児期にサッカーだけやるなど「いつも同じ内容」のことをしていた子供に比べて、「いろいろな内容」の運動や体を使う遊びをしていた子供のほうが、男女共に体力が高いという結果になりました。幼児期は特定のスポーツだけをするよりも、多様な遊びや運動で体を動かすことが大切であることが改めてわかりました。

本市の体力・運動能力テストの結果を全国、千葉県と比較してみると各学年のグラフのような結果になりました。特徴的なのは、小学生では握力やソフトボール投げで男女とも全国の平均を下回っていること、中学校では、中2女子のソフトボール投げとシャトルラン以外、全ての種目で千葉県の平均を下回る結果になりました。しかしながら千葉県の運動能力証取得率を見ると平成25年度に比べ、小中学校男女とも取得率の上昇が見られます。本市においても全国の傾向と同様に運動をしている子としていない子の二極化が進んでいると考えられます。

流山市は学力・気力・体力のバランスのとれた教育を目指しています。体力面では学校の体育の授業で、「運動の楽しさ」を育み運動する習慣を身につけるよう努力しています。同時に日常生活における子供達の運動について考えていくことも大切であると思います。

6 施設等の利用状況（平成26年度実績）

1 生涯学習施設利用状況

(1) 生涯学習センター関係

名 称	件数 (件)	人数 (人)
生涯学習センター	16,472	227,377

(2) 公民館関係

名 称	件数 (件)	人数 (人)
文化会館 (中央公民館・市民会館)	5,743	182,475
北部公民館	5,140	75,440
東部公民館	4,357	63,314
初石公民館	5,745	100,448
南流山センター	5,740	122,061

(3) 図書館関係

名 称	件数 (件)	人数 (人)
森の図書館	1,982	35,070

(4) 博物館関係

名 称	件数 (件)	人数 (人)
博物館	—	29,232
一茶双樹記念館	892	15,329
杜のアトリエ黎明	84	12,653

(5) スポーツ関係

名 称	件数 (件)	人数 (人)
総合運動公園体育館	7,663	132,196
総合運動公園野外体育施設 (野球場・庭球場)	17,411	95,196
江戸川河川敷野球場	1,540	36,165
市民プール (流山・北部・東部)	—	22,769
柔道場 (北部・南部)	974	27,992
スポーツフィールド (新川耕地・おおたかの森・東部)	781	59,123

2 図書館貸出

区 分	中央図書館	北 部	南流山	木の図書館
利用者数 (人)	59,763	16,595	60,841	43,790
貸出冊数 (冊)	225,749	45,702	188,654	149,875
リクエスト数 (件)	13,758	4,062	13,277	12,466

区 分	初 石	森の図書館	電子書籍・Web 予約	おおたかの森出張所
利用者数 (人)	39,095	83,673	131	3,554
貸出冊数 (冊)	129,910	325,399	182	7,896
リクエスト数 (件)	8,497	11,105	126,826	188

区 分	合 計
利用者数 (人)	307,442
貸出冊数 (冊)	1,073,367
リクエスト数 (件)	190,179

3 指定文化財

区 分	県指定	
	有形文化財	民俗文化財
件数 (件)	1	1

区 分	市指定			
	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物
件数 (件)	30	1	7	1

区 分	国登録
	建造物
件数 (件)	4

7 生涯学習施設一覧

名 称	面 積	位 置	電 話
流山市文化会館 (中央公民館・市民会館)	3,582.89 m ² (延床)	流山市加 1-16-2	(7158) 3462
流山市北部公民館	1,064.55(延床)	流山市美原 1-158-2	(7153) 0567
流山市東部公民館	1,088.71(〃)	流山市名都借 756-4	(7144) 2988
流山市初石公民館	1,404.20(〃)	流山市西初石 4-381-2	(7154) 9101
流山市南流山センター	1,957.56(〃)	流山市南流山 3-3-1	(7159) 4511
流山市おおたかの森センター	776.50	流山市市野谷 621-1	(7159) 7031
中央図書館	1,615.00	流山市加 1-1225-6	(7159) 4646
北部分館	61.00	流山市美原 1-158-2	(7154) 8000
初石分館	140.00	流山市西初石 4-381-2	(7154) 9100
南流山分館	366.00	流山市南流山 3-3-1	(7159) 4000
森の図書館	1,865.00	流山市東深井 991	(7152) 3200
木の図書館	836.00	流山市名都借 313-1	(7145) 8000
おおたかの森子ども図書館	100.00	流山市市野谷 621-1	(7159) 7041
博物館	1,752.00	流山市加 1-1225-6	(7159) 3434
一茶双樹記念館	263.044	流山市流山 6-670-1	(7150) 5750
杜のアトリエ黎明	94.20	流山市流山 6-562-2	(7150) 3536
流山市生涯学習センター	19,606.00(敷地)	流山市中 110	(7150) 7474
流山市総合運動公園市民総合体育館	4,417.78(延床)	流山市野々下 1-29-4	(7159) 1212
流山市総合運動公園野球場	14,400.00(敷地)	流山市野々下 1-29-4	(7159) 1212
流山市総合運動公園庭球場	5,790.00(〃)	流山市野々下 1-29-4	(7159) 1212
流山市民プール	2,544.32(〃)	流山市加 1-16-4	(7158)5276 ※
北部市民プール	3,448.44(〃)	流山市東深井 837	(7155)3864 ※
東部市民プール	1,881.69(〃)	流山市名都借 756-3	(7143)5577 ※
北部柔道場	134.27(延床)	流山市青田 109-1	——
南部柔道場	138.25(〃)	流山市流山字新東谷 965-14	——
新川耕地スポーツフィールド	23,350.00(敷地)	流山市南 267 他	(7152) 9108
おおたかの森スポーツフィールド	24,746.00(〃)	流山市大畔 113-3	——
東部スポーツフィールド	10,914.00(〃)	流山市名都借 121-1 他	——
河川敷緑地野球場	144,090.00(〃)	流山市木地先	——
流山市青少年指導センター	62.90(延床)	流山市中 110	(7159) 5400
げんき村キャンプ場	4,643.09(敷地)	流山市前ヶ崎 582	——

※印は夏期のみ

流山市教育振興基本計画

流山市教育大綱

(平成28年度～平成31年度)

発行日 平成28年4月1日

編集・発行 流山市教育委員会 流山市

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

TEL 04-7150-6105・6106・6064